

○議長（小林哲雄）

日程第１７ 発議第１号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。趣旨説明を提案議員に求めます。

高橋久志議員。

○２番（高橋久志）

発議案を朗読しながら説明させていただきます。

発議第１号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び開成町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

平成２７年３月３日提出、提出者、開成町議会議員、高橋久志、賛成者、同じく、下山千津子、賛成者、同じく、前田せつよ、賛成者、同じく、吉田敏郎。

提案理由、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第１２１条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、所要の措置を講ずるため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

それでは、おめくりください。条例内容を説明します。

開成町条例第 号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例。

開成町議会委員会条例(昭和３１年開成町条例第９号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の第１７条中、教育委員会の委員長の「委員長」のところを、改正後では、「教育長」に改めるものです。

これは提案理由で述べたように、教育長が、法律の改正により、教育委員会の責任者となりますので、議長を通じて行う委員会への出席要求の相手方を「委員長」から「教育長」に改めるものです。

附則です。この条例は、平成２７年４月１日から施行する。法律の施行期日にあわせてたものでございます。

２、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合においては、この条例による改正後の第１７条の規定は適用せず、この条例による改正前の第１７条の規定は、なおその効力を有する。

この附則の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第２条第１項というのは、旧教育長に関する経過措置として、旧教育長は、その任期中は、従前の例により在籍するとされていることから、この条例の適用においても、この間は、従前の規定が効力を持つと定めるものです。

説明は以上です。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第１号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。